

第4回 官業民営化等WG 議事録（厚生労働省ヒアリング）

1. 日時：平成17年6月27日（月）13:00～15:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：官業の民間開放に関する各省庁ヒアリング
職業能力開発業務の研修
労働災害防止に関する情報提供・研修
診療報酬の審査・支払い
ボイラー・圧力容器の検査・検定
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、白石委員、大橋専門委員、福井専門委員
厚生労働省
職業能力開発業務の研修
職業能力開発局能力評価課 課長 井上 真
職業能力開発局能力評価課 上席技能検定官
八木 健一
労働災害防止に関する情報提供・研修
労働基準局安全衛生部計画課 課長 中沖 剛
労働基準局安全衛生部計画課 課長補佐 三浦 宏二
診療報酬の審査・支払い
保険局保険課 課長 今別府 敏雄
ボイラー・圧力容器の検査・検定
労働基準局安全衛生部安全課 課長 寺岡 忠嗣
労働基準局安全衛生部安全課 主任中央産業安全専門官
浅田 和哉
労働基準局安全衛生部安全課 中央産業安全専門官
毛利 正

職業能力開発業務の研修

白石委員 それでは、午後からのヒアリングに移らせていただきたいと思います。
最初は厚生労働省さんの「職業能力開発業務の研修」について、5分ないし10分程度御説明をいただきました後、質疑にさせていただきたいと思います。
よろしく願いします。
井上能力評価課長 厚生労働省職業能力開発局能力評価課長の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿いまして、御説明をさせていただきたいと思ひます。中央職業能力開発協会、「根拠法令」は職業能力開発促進法にござひます。

そして「従事者数」は、後ほど別紙ということで「予算額」は40億円で16年度の決算ベースにござひます。

「事務・事業の内容」につきましても、後ほど別紙で御説明申し上げたいと思ひます。

6の「民間開放の状況」にござひますが、技能検定試験に関する業務につきましても、現行の制度におきましても、他の民間団体が行うことができるものでありまして、既に民間開放を行ってあるものでござひます。当該業務、職種によって技能検定試験は分かれてくるわけにござひますが、その職種の業務を行う民間団体がない職種についてのみ、中央職業能力開発協会がその職種の業務を行ってあるということにござひまして、中央職業能力開発協会が行っている職種について、民間団体が当該業務を実施することを希望する場合には、実施体制が確保されていること等の条件の下で、その業務を実施することは可能であります。

ビジネス・キャリア制度に関する業務は、現行制度におきましても、他の民間団体が行うことができるものでありまして、既に民間開放を行ってあるものでござひます。

7の「当該事務事業を廃止した場合の影響」ということにはござひます。

職業に必要な労働者の能力の開発、向上、これは労働者の職業の安定、地位の向上を図ることのみならず、ひいては我が国の経済社会を進展させるためにも不可欠なものであると考えてござひます。

職業能力の評価は、評価を受けた労働者の企業内、企業外での能力の証明を容易にするとともに、能力の習得意欲を増進させるということから、能力開発においても重要な役割を占めるものでござひまして、労働者や企業がその労働者の職業能力の評価に関わる情報を入手できるようにするとともに、労働者が自己の能力を認識しつつ、キャリア形成を図ることができ得るようにするためにも必要なものであると考えております。

労働移動が活発化してある現在におきましても、社会的インフラとして職業能力評価制度の重要性はますます増加していると考えておりまして、ビジネス・キャリア制度、技能検定制度など、包括的な職業能力評価制度の整備に係る業務を廃止することはできないと考えております。

8の「更なる民間開放についての見解」ということにはござひますが、技能検定制度、ビジネス・キャリア制度に関する業務については、先ほど申し述べましたように、現行制度におきましても、他の民間団体が行うことができるものであり、既に民間開放を行ってあるものと考えてござひます。

続きまして、2ページ目に移らせていただきたいと思います。

1つ目の「個別の質問項目」ということで、 の技能検定の関係でございます。
それにつきましては、1のところでございますが、技能検定制度とは、労働者の有する技能の程度を検証し、公証することを目的とした国家検定制度でございます。
2のところでございますように、技能検定の実施体制につきましては、厚生労働大臣が実施計画を定め、都道府県知事が計画に従って試験の実施の業務を行うこととされているが、技能検定の実施を希望する適当な民間機関がある職種については、その機関を指定試験機関として指定し、試験問題の作成を含め、試験業務を行わせている。

したがって指定試験機関として、適当な民間機関が存在しない職種については、中央職業能力開発協会に試験問題の作成を行わせているということでございます。

3のところでございますが、技能検定試験に関する業務は、現行制度におきましても、他の民間団体ができるものであり、既に民間開放を行っているものでございます。そのような民間団体がない職種について中央職業能力開発協会が、その業務を行っているということでございますので、現在中央職業能力開発協会が行っている職種について、民間団体が業務を行うことを希望する場合には、実施体制で確保されていること等の一定の条件の下に、さらなる民間開放をすることは可能でございます。このようなことから技能検定の問題作成について、制度的に独占している状況ではございません。

4のところでございますが、中央協会が試験問題の作成の業務を行う場合は、職業能力開発促進法第67条において、中央技能検定委員に行わせなければならないとされておりまして、その要件については、技能検定に関し、高い識見を有する者であって、当該検定職種について専門的な技能、技術または学識経験を有するものとされておりまして、中央技能検定委員には、大学教授等の学識経験者、あるいは企業の製造・技術部門の長である者、あるいは熟練技能者などが選任されているところでございます。

2つ目にビジネス・キャリア制度の関係でございます。

1～4に整理してございますが、ビジネス・キャリア制度につきましては、業種横断的にホワイトカラー系のそれぞれの職務、例えば、人事、労務、能力開発でございますとか、法務でございますとか、そうした職種についてレベルごとに必要な知識・能力を体系化することを出発点としてございます。

このような知識・能力の体系化は、個々の民間企業は勿論、民間の教育訓練機関では作成し得ないものでありまして、民間教育訓練機関については、つくられた体系を基に、それぞれの教育機関ごとの特徴を生かし、そうしたノウハウを生かしながら、講座の開設・運営を行っているという状況でございます。

2のところでございますが、そうした知識・技能の習得を確認するための試験についても、同様に業種横断的に各職種ごとの知識・能力を体系化できることが必要

となるわけでございまして、事業主団体などを会員として、法律による公正性が担保され、これまで民間の中核的指導団体として、事業主団体等の指導を行っている中央職業能力開発協会において、初めて可能となるものであると考えてございます。

3のところは、1、2に書いたことの整理でございまして、業種横断的な知識・能力の体系化、試験の実施は協会、知識・能力の習得のための講座の運営は、民間教育訓練機関が行い、それぞれの特徴に応じ、役割分担がなされているものと考えてございます。

4のところでございますが、試験問題作成者に必要な資格要件は、特に定めてはございませんが、試験問題は、ホワイトカラー労働者の職務に必要な知識習得を適切に判断できるようなものであるということが必要でございますので、各分野における業界団体、専門的な知識を有する学識経験者、企業の人事・労務の担当者などに御参画をいただき、作成をしておるところでございます。

3つ目のCADトレースの関係でございます。

1～4に整理してございますが、CADトレース技能審査につきましては、教育訓練施設や事業所におきまして、CADを用いた図面作成に従事している者を対象として、実技試験によってアプリケーション・ソフトの活用スキル、学科試験によってそのための知識を評価する試験でございまして、中央職業能力開発協会が自らの事業として実施しているものでございます。

2のところでございますが、技能審査認定制度につきましては、昭和48年の労働省告示に基づいて、実施をされているものでございます。

3のところでございますが、CADトレース技能審査については、実施主体である中央職業能力開発協会から申請があり、平成9年3月に認定に至ったものでございます。

現在、認定技能審査は、8団体9職種ございしますが、国の関与は厚生労働大臣の認定のみであり、国費の支弁等はございません。

4のところでございますが、技能審査認定制度につきましては、現在平成12年の行政改革大綱におきまして、公益法人が国から推薦を受けて行っている云々と、決定されたことを踏まえまして、公益法人が実施してきた認定技能審査については、認定を廃止するとともに、新規の認定は行わないこととしているところでございます。

恐れ入ります。次の3ページ目をごらんいただきたいと思います。

白石委員　そろそろ時間でございますので、あとは、書いてある内容を拝読させていただくことにしまして、質疑に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

井上能力評価課長　はい。

白石委員　まず1点目なんですけれども、中央職業能力開発協会さんに入るといろいろ無料特典とか、割引特典があるそうですが、会員になるために何か費用徴収

というのはあるのでしょうか。

井上能力評価課長 会費がございませう。

白石委員 お幾らぐらいでしょうか。

井上能力評価課長 一口3万円だったと思います。

白石委員 最大限何口とか、そういうのはあるんですか。

井上能力評価課長 会費を複数いただいているところはあると聞いておりますが、最大というのは、特になかったかと思ひます。

白石委員 一口以上ということですね。

井上能力評価課長 はい。

大橋専門委員 3点ほどお聞かせいただきたいんですけども、1つは中央協会は、特別な法律によってつくりられている民間法人ですが、業務の御説明はくれなかったけれども、こういう形ではなくて業務の内容を見てみると、もはや特別な法律に根拠を置いた法人ではなくて、言わば民営化法人というか、そういうふうにするべきだというふうにするんでございませうが、いかがでございませうか。

それとも関連して、先ほどの課長の説明では、あえて特別な法律によってこの法人が設立されている理由としては、知識・技能の習得を確認するための試験の公正性を特別な法律によって確保しているんだというふうな御説明だったが、では、この特別な法律の中で、試験の公正性を確保するために、どんな措置が定められているのかということも、併せてお聞かせいただきたいということですね。それが1つです。

2番目は予算の関係ですが、40億と書いてありますが、40億の内訳をちょっと教えていただきたい。つまり、私が聞きたいのは、中央協会自体の自己努力によって得ている収入というのは、どれぐらいあるのか。それがどのぐらい推移しているのか、3年ぐらいの期間をとって教えていただきたい。

3番目は、中央協会と都道府県に置かれている職業能力開発協会との関係ですね。どういう関係になっているのか定かにしてはおりませうが、地方協会が検定試験を行う実施機関であるのに対して、中央協会は、むしろそれをある意味では総括するというか、統括するというか、そういう機関と位置づけて間違いないのかどうかという3点について、お聞かせいただきたいと思ひます。

井上能力評価課長 1点目の中央協会が特別な法律に根拠を持つ特別民間法人であるということで、法律上どのような特別な措置が規定されているかということですね。ございませうが、国家検定である技能検定試験を行う機関でございませうので、技能検定に携わる役職員については、守秘義務が課せられてございませう。

中央協会の業務について必要がある場合には、行政庁は勧告を行うことができることとされており、また、必要に応じ、報告聴取、質問、立ち入りといったことができるようになってございませう。それが1点目ですね。ございませう。

2点目の40億円の内訳でございますが、平成16年度の決算ベースで申しますと、総額40.1億円のうち、補助金が8.4億円、委託費が18.3億円、そしてそれ以外の13.4億円が自前収入ということでございます。

中央協会と都道府県協会との関係でございますが、専門委員から御指摘のありましたように、1つの役割としては総括的な役割でございます。

それは、何かと申しますと、技能検定試験の試験問題です。これは全国共通である必要がございますので、そうした問題を作成するということ。試験の実施方法についても、統一がとれていないといけませんので、そうしたものについて統一を図る。そうした技術的指導を行うということでございます。

もう一つといたしましては、技能検定試験のうち、国が都道府県知事に行わせる方式におきましては、国は中央協会に試験問題の作成等を行わせ、都道府県知事は、都道府県協会に試験の実施等の業務を行わせるということでございますので、その意味でも中央の協会と都道府県の協会とは、総括される関係にあるかというふうに考えております。

原主査 大橋さんの質問の第1番目のところなんですが、多分大橋さんがお聞きになりたかったことへのぴったりの回答ではなかったのではないかと思います。私の方で補足的な質問でお願いしたいと思っております。

回答の調査表の2枚目なんですけれども、のところ、これは問題作成を独占的に行っているようであるというのが質問になっていて、回答の3段目の最後に「したがって、技能検定の問題作成について制度的に独占している状況にはない」というふうに書かれているのですが、法制度的には独占ということにはならないと思うんですが、実態は独占という状況になっているのかどうかということのちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

同じく もビジネス・キャリア制度の委託の独占の話なのですが、ここについては回答の1の2段落目に「このような知識・能力の体系化は、民間企業はもちろん、民間の教育訓練機関では作成し得ないものであり」という断定的な御回答で、こちらに提出なさっているのですが、そのようにはやはり考えられないところがありまして、多分それが先ほどの大橋専門委員の質問の趣旨で、既に特別な法律に根拠を置く組織での必要性というのは、どの程度にあるのだろうかということの質問だったというふうに思っておりますので、再度その部分についてお聞かせいただきたいと思っております。

井上能力評価課長 まず1つ目の技能検定の関係のところでございますが、まず技能検定試験に関する業務ということになりますと、試験問題の作成に始まりまして、試験の実際の実施ということまでが1つのプロセスになっておるところでございます。

それを前提といたしまして、幾つもの職種について技能検定がございますので、

ある職種について、技能検定を行いたいという民間機関がある場合には、当然試験問題の作成から試験の実施までやっていただくわけでございます。それが1点ございます。

そういう民間機関がない職種につきましては、中央職業能力開発協会が行うわけでございますが、これは独占というのかよくわかりませんが、その場合には、問題の作成ということの性質上、中央協会が技能検定委員に諮りながら一元的につくることとなります。と申しますのは、ある職種についての技能検定は全国一律で行われますので、問題も統一したものでないといけないことから、問題の作成といったことの性質上、独占ということには当たらないというように考えてございます。

原主査 実質一元化しているということは、どういうことですか。

井上能力評価課長 それは全国共通の試験でございますので、共通の問題である必要がございますので、共通の問題をつくるという意味では1つの問題を作るわけでございますが、それは先ほど民間の機関である職種について、技能検定の業務をやるというところがあれば、そこに問題の作成も含めてやっていただくということで申し上げましたように、ある職種について、実際にそれを実施する民間機関があれば、そこでやっていただくこととなりますので、独占ということにはならないと考えてございます。

鈴木主査 この質問は、ビジネス・キャリアについては制度的独占か、あるいは事実独占かというもので、この書きぶりからいくと制度的独占みたいに見えるが、そこはどのようなのですか。上の方の技能検定については、そうではないと書いてあるけれども、ビジネス・キャリア制度については、制度独占か、あるいは事実独占ですか。

井上能力評価課長 ビジネス・キャリアにつきましては、制度的に独占ではございません。ビジネス・キャリアについて、ここで書いておる記述につきましては、実態として独占しているということを申し上げているのではなくて、今、ビジネス・キャリアの仕組み自体が、知識・技能の体系化から始まりまして、それを習得するための講座の実施、それを習得したかどうかの試験の実施と分かれていることにつきまして、中央協会と民間の教育訓練機関がそれぞれの特徴、特性に応じて役割分担をした形で、ビジネス・キャリア制度が実施されているということを書かせていただいたつもりでございます。

白石委員 済みません。職員が121というふうにお書きいただいているんですけども、これは各都道府県の能力開発協会の人たちというのは、この中には入っていないわけですね。中央だけですね。

井上能力評価課長 さようでございます。

白石委員 先ほど40億の中で、補助金が8.4億、委託費が18.3億で、委託費というのも税だと思うんですが、約27億円ぐらいが税ということなんですけれども、

40億円が総収入額なんですけど、実際ここにかかっている経費というんですけど、これだけの事業をやる上で、人権費がどれぐらい、その他の経費がどれぐらいというコスト部分というのを明らかにしていただくことは可能でしょうか。

井上能力評価課長 40億全体についてでございますね。可能でございます。

白石委員 それは、今、何か手持ち資料をお持ちでございますか。

井上能力評価課長 そういう形で分類したものは、今、手元にはございませんので、後ほどでよろしゅうございますでしょうか。

白石委員 はい。

福井専門委員 補助金と委託費の支出元はどこですか。

井上能力評価課長 労働保険特別会計の雇用勘定でございます。

福井専門委員 委託費というのは、例えばどういうものが大きいんですか。

井上能力評価課長 委託費は、ビジネス・キャリアの基準の作成費でございますとか、あと、職業能力評価基準の策定費用、こうしたものが大きいものでございます。

福井専門委員 補助金は、どうですか。

井上能力評価課長 補助金は、技能検定業務を行うことについての補助金ということでございます。

福井専門委員 これらの補助金とか委託費は、この団体にしか出せないという予算、制度上の制約なりはあるんですか。

井上能力評価課長 職業能力開発促進法上は、国は中央協会に対し助成を行うことができるという規定が置かれてございます。

福井専門委員 何条ですか。私の手元にある条文だと、46条に行わせることができるという根拠規定はあるけれども、補助金について書いてあるのはよくわからないんですが、ありますか。

井上能力評価課長 76条です。

福井専門委員 76条は、創設規定なんですか。確認規定ですか。要するに、この条文がなければ、協会に対して助成できないのか。

もう一つは、協会以外に助成することは禁じられているのかどうかです。

あとで、調べて教えていただけますか。

井上能力評価課長 はい。

大橋専門委員 なぜ、こういう特別の根拠を置いた法律なのかという質問に関連して、先ほど課長は守秘義務というか、秘密を漏らしてはいけないという義務を特別の法律の中で課しているとおっしゃいましたが、この秘密を漏らした場合の罰則というのは、かかるんでございましょうか。

井上能力評価課長 ございます。その罰則は、第77条と第100条で、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金になります。

大橋専門委員 89条はないということですか。77条と100条ですか。

井上能力評価課長 失礼しました。89条は、都道府県協会に対するものでございまして、中央協会は77条と100条です。

白石委員 職員の方が121人なんですが、これは直接採用ですか。それとも関係する役所から天下っている方たちもいらっしゃるわけですか。

井上能力評価課長 出向者も含まれております。

白石委員 直接採用と出向者の内訳というのは、おわかりでございませうか。それと役員の前歴、前職もわかればお願いしたいと思います。

福井専門委員 これは、後でもいいですけれども、512会員の内訳も教えていただけますか。

井上能力評価課長 わかりました。会員につきましては、中央協会の会員が都道府県協会と全国的に能力開発の事業を行っている事業主団体、その他となっておりますので、そうした内訳と併せてでよろしゅうございませうでしょうか。

福井専門委員 個別の会社名とか団体名もわかるように、教えていただきたいです。

井上能力評価課長 わかりました。

福井専門委員 あと46条、47条について質問ですが、46条は原則厚労大臣がやるんだという根拠ですね。一部は中央協会に行わせることができますとありますが、47条は中央協会以外の指定試験機関にも行わせることができる、こういう意味ですか。並列になっているわけですか。中央協会として試験機関のどちらかに、任意に、裁量によって委託なりができるというふうに読むんでしょうか。

井上能力評価課長 法律の解釈としては、これは並列です。

福井専門委員 要するに46条の3項の協会が優先するか、47条の柱書きの指定試験機関が優先するかという優劣はないという理解でいいんですね。

井上能力評価課長 はい。

福井専門委員 実際に、指定試験機関はあるんですか。

井上能力評価課長 ございます。

福井専門委員 どこですか。

井上能力評価課長 職種で申し上げますと、ファイナンシャル・プランニング、金融窓口業務です。

福井専門委員 試験機関名がファイナンシャル・プランニングというんですか。

井上能力評価課長 ファイナンシャル・プランニングについては2つありまして、1つは、社団法人金融財政事情研究会、もう一つは特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会です。

福井専門委員 その2つだけですか。

井上能力評価課長 いや、更にございませう。金融窓口サービスについて、社団法

人金融財政事情研究会。レストランサービスについて、社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会などです。

福井専門委員 全部で幾つぐらいあるんですか。

井上能力評価課長 職種としては、8職種です。

福井専門委員 延べで何団体ですか。

井上能力評価課長 延べで9団体です。

福井専門委員 8職種で、でもさっきの金融財政何とかは、ダブってましたね。金融窓口とファイナンシャル・プランニングでダブっていたから、そういうダブリを除くと、要するに幾つですか。

井上能力評価課長 要するに1団体名は、1団体名で数えてということでございますね。

福井専門委員 同じ団体がやっているところは1つとして数えると、合計幾つあるんですか。

井上能力評価課長 7つです。

福井専門委員 7つの団体がカバーできていない部分もかなりあるわけですか。業務のシェアで7つの団体がカバーできているのは、業務量の何割ぐらいと考えればいいんですか。要するに、委託可能な業務のうちの何%ぐらいを7団体がカバーしているんですか。本来、大臣がやるべき業務のうちで、7団体と中央協会とで何割ずつシェアしていますかという御質問です。

八木上席技能検定官 実際に、技能検定は137職種ございまして、そのうちの8職種について指定試験機関、今の団体の方で実施しているというところでございます。

先ほど来ありますように、実施したいと団体の方が手を挙げてきたところに対して実施してもらっているということです。

福井専門委員 シェアを聞きたいんです。

八木上席技能検定官 137職種のうち、8職種ということです。

福井専門委員 それ以外は、すべて中央協会が独占しているということですね。

八木上席技能検定官 試験問題の作成について、中央協会の方でやっております。

福井専門委員 試験問題の作成以外には、何があるんですか。

八木上席技能検定官 中央協会の方では、技能検定に関しましては、試験問題の作成と先ほど来ありますように、都道府県協会に対して技術的な指導というふうな形のものでございます。

福井専門委員 指定試験機関ができない業務で、協会にはできる業務というのはあるんですか。

井上能力評価課長 業務の中身というよりは、職種によって、例えばファイナンシャル・プランニングであれば、ファイナンシャル・プランニングについて、自分

のところの団体はできますということです。

福井専門委員 それは、いいんです。業務の重なり具合をお聞きしているだけです。

八木上席技能検定官 指定試験機関と中央協会に関して、試験業務に関して重なるところはございません。

福井専門委員 いやいや、そうではなくて、例えば、46条の3項は、試験問題、試験実施要領の作成、技能検定試験の実施に関する技術的指導、その他技能検定試験に関する業務について、中央協会に行わせることができると書いてあります。

要するに、ここに列記されたもので、そもそも指定試験機関にアプリアリに委託できないものがあるんですかという質問です。

質問の意味わかりますか。要するに、中央協会に対して委託できるもので指定試験機関に対して委託できないような領域というのは、あるんですかということです。

条文の47条は、都道府県知事が行うもの以外のものの全部また一部と書いてあるから、ないように思うんだけど、そういう理解でいいんですかということです。全く重なっていると考えいいんですね。

八木上席技能検定官 重なっているということですか。

福井専門委員 いいですか。職種はどうでもいいんです。

これを読んでください。46条の3項にある試験問題、試験実施要領の作成という2行について重なっているのか、重なっていないのか、どちらですかということです。言語の意味を聞いているんです。

井上能力評価課長 指定試験機関も、その職種について問題の作成と実施要領の作成を行いますので、重なるという意味で、そういうことでしたら、そうです。

福井専門委員 技術的指導、その他技能検定試験に関する業務は、指定試験機関はすべて行い得るわけですね。

八木上席技能検定官 行い得ます。

福井専門委員 わかりました。

そうすると、ほかのところは47条の希望がないから行わせていないんだという整理ですね。

井上能力評価課長 さようございます。

福井専門委員 要するに希望があるところと、ないところの違いというのは、何だというふうに理解されていますか。

井上能力評価課長 希望があるないは、試験について全国的に検定として実施する能力の有無というのが、まず基本だと思います。

当然のことながら、そういう能力がありましても、そうした職種についての団体自身が技能検定を自ら指定試験機関方式でやりたいと考えるかどうかという意向にもよります。

福井専門委員 そうすると、もし47条の指定機関の希望があれば、希望に応じて基本的な要件を満たしている限りは、裁量なく指定をするという運用になっていますか。

井上能力評価課長 はい。

福井専門委員 例えば、さっきファイナンシャル・プランニングだと2つあるとおっしゃいましたが、2つではどういうふうに分類をしているんですか。

井上能力評価課長 これは、検定の対象となる作業内容が違っております。

福井専門委員 検定の内容、対象範囲が違うということですか。

井上能力評価課長 はい。

福井専門委員 同じ対象範囲については、どちらかが全国で独占しているということですか。地域割り等はやっているんですか。

井上能力評価課長 やっていません。

福井専門委員 その検定対象については、全国1本ですね。

井上能力評価課長 そうです。

福井専門委員 ファイナンシャル・プランニングについて言えば、中央協会もやっている領域はあるんですか。

八木上席技能検定官 ございません。

福井専門委員 中央協会は、この2つが出てきたから手を引いたということですか。

八木上席技能検定官 手を引いております。基本的には、民間ができるものについては、民間が、できないものに対して中央協会の方がやっているというふうな形になっております。

福井専門委員 47条の指定試験機関の守秘義務とは、同じ拘束がかかっているんですか。

八木上席技能検定官 指定試験機関の方にもということでございますか。

福井専門委員 はい。

八木上席技能検定官 守秘義務がございます。

福井専門委員 刑法の適用もみなし公務員と同じですか。

井上能力評価課長 罰則ですね。

福井専門委員 はい。

井上能力評価課長 同じです。先ほどの100条です。

福井専門委員 あと47条が公益法人なり非営利法人という限定があるんですが、これは株式会社や営利法人ではまずいんですか。

井上能力評価課長 ここでは対象に入っておりません。

福井専門委員 いや、現行法はそうだということはおわかりますが、立法論ないしは政策論として、株式会社なり営利法人が出てきて、何か支障はございますか。

要するに、47条のどういうことに気をつけないといけないのか、という各号列記が実質的要件ですね。だから、こういう要件が満たされている限りにおいて、公益法人でなければならないという必然性がよくわからないんですけども、柱書きの方を営利法人も含むように変えてしまってもいいんですかということですよ。

白石委員 お時間も超過しておりますので、もし即答いただけないようでしたら、後ほど書面で御回答いただくということでもよろしゅうございますか。

大橋専門委員 済みません。私も後で結構ですので、資料を請求したいと思えますけれども、キャリア制度に関連して、中央協会がやっている試験の受験者数、合格者数の3年ぐらいをとって、データを出していただきたいと思えます。

井上能力評価課長 承知いたしました。

白石委員 1都道府県当たりになると、会員数が11ですね。非常に長く活動していらっしゃる割には、会員数が少ないというのは、どうも団体がおやりになっている中身に魅力がないから増えていかないのかなという気もしますが、会員を増やす努力などをどのようにしていらっしゃるかについても、後ほどお聞かせいただければと思えます。

井上能力評価課長 努力、取組みは後ほど整理いたします。

1つ説明させていただきますと、これは法律上も出てくるんですが、都道府県協会をまず会員とすると。それと、全国的な事業主団体を会員とすることを基本としておりますので、それほど母数になる数はないということは御理解をいただければと思えます。

取組み、会員を増やす努力については、後ほどほかのものと併せて整理して、出させていただきますと思えます。

福井専門委員 もう一つお願いですが、先ほどお話の途上で問題については、基本的に全国共通ではないといけないから、1個しか同じ対象範囲についてはできないという御説明がありましたが、技能検定について言えば、これは一種の資格ないし能力の判定ですね。競争試験ではないですね。

とすれば、どうせこれは何回も何回も毎年毎年やっているわけですから、要するにその試験が、その技能を持っていることを証するに足りる内容でさえあればいいのであって、同じような資質を判定する試験が全国で複数あって、何の支障があるんでしょうか、ということもよく理解できなかったんで、これについても後ほどもし理由があるのであれば、教えてください。ないのであれば、複数参加でもいいではないですかということですよ。

白石委員 よろしゅうございますか。

では、後ほどこちらからの御要望に関しては、書面にて御回答をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

労働災害防止に関する情報提供・研修

白石委員 お待たせいたしました。それでは「労働災害防止に関する情報提供・研修」について、厚生労働省さんから5分ないし10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

中沖計画課長 それでは、お手元に既に渡っております資料に基づきまして御説明を申し上げます。

「労働災害防止に関する情報提供・研修」でございますが、根拠法令はここに書いてございますように、労働災害防止団体法第11条。実施主体は、中央労働災害防止協会。従事者数、予算額は、ここに書いてあるとおりでございます。

「5. 事務・事業の内容」でございますが、情報提供事業につきましては、インターネットを利用いたしました情報の提供、あるいは立体映像や疑似体験、バーチャルリアリティー等を利用した設備の提供。更には、月刊誌や手引書のようなものを出しております。次に研修・教育事業でございますが、事業者に代わりまして、安全衛生を確保するための教育研修を実施しております。また、事業場におけます教育、これに従事する指導員の養成、あるいは資質の向上を図るための事業がございます。

次に「6. 民間開放の状況」でございますが、情報提供・研修事業は、事業主団体により自主的な活動を促進するために行うものでございますが、実際に法令上協会が実施しなければならないという定めがあるわけではないわけでございます。民間における実施について何ら規制はないわけでございます。

「7. 当該事務事業を廃止した場合の影響」でございます。実は、労働災害は今でも年間50万件以上あるわけございまして、特に重大災害は増加いたしております。こうしたことから、労働災害の防止を図るための情報を提供し、普及すること。あるいは広報によって安全意識を高めていくことが大変必要なことだと思っております。

なお、お手元に後から配布いたしましたもので、労働災害の状況をごく簡単にポイントだけ申し上げます。

まず、一時に3人以上が負傷するような、非常に大きな重大災害でございますが、昭和60年以来増加傾向にございまして、ちょうど60年の倍ぐらいいまで非常に増えている状況がございます。

次のページが、具体的な事故の状況でございますが、平成15年、16年に発生したものでございます。実はここに書いてあるのは日本でも有数の大企業で発生したものばかりでございます。具体的な企業名は入っておりません。例えば、帝人ですとか、新日鐵、エクソン・モービル、ブリジストン、石川島播磨、関西電力と

いった、日本を代表するような企業で非常に大きな事故が起こっているという状況にあるわけでございます。

もう一つポイントになりますのは、その次のページでございますが、最近増えているのは過労死、あるいはうつ病によります過労自殺でございます。上の方は、脳・心臓疾患、いわゆる過労死でございますが、平成12年度と16年度を比べていただきますと、ここ5年の間に3倍に増えているという、大変増加しているわけでございますが、経済状況苦しい中、厳しい中で、過労死というものが増えているわけでございます。

また、うつ等によります過労自殺も大変増えているわけでございます。特にこちらの方は、自殺者3万人のうち8,000人以上が勤労者でございますので、実はこれがどこまで増えるか、我々も予測がつかない状況にあるわけでございます。

そうしたことから、次のページでございますが、実は今、国会の方に労働安全衛生法の一部改正法案を提出していただいております。中身としてポイントになりますのは、例えば、・に書いてございますが、機械、あるいは設備といったものを新しくする、更新したときに、労働災害の危険性、あるいは有害性といったものをきちんと調査してくださいということを、今回法律の中身に入れておりまして、そうした危険性、有害性を低くしていく、リスクを低減する措置を取っていただくことを、今回入れております。

また、それと合わせて、グローバルスタンダードに合わせて、化学物質についての表示・文書交付制度を整備する。

あるいはまた、製造業で非常に請負というものが増えておりまして、言わば所属ですとか、指揮命令系統が違う労働者が混在すると非常に危ない状況がありまして、事故が増えているということから、幾つかの義務をお願いいたしております。

それと同時に(2)でございますが、先ほど申しましたように、過労死あるいは過労自殺が大変増えておりますので、一定時間を超える時間外労働を行った方については、医師による面接を義務づけておるわけでございますが、今回の制度改正はここに書いてございませませんが、実は安全衛生委員会の中で、これは労使が参加するものでございますが、事業所の中で設けられる、こういった機関の中で過労死問題、メンタルヘルスの問題、あるいは危険性・有害性の調査について、調査、審議いただくことを義務づけていくと。こういったことも制度改正の内容にしているわけでございますが、言わば労使が自主的にそういった労働災害の防止に力を注いでいただこうということでございます。

したがって、ノウハウの提供ですとか、ノウハウがない事業主も多いわけですが、そういったノウハウを提供する。あるいは教育・研修をきちっとやっていくということが、これからの大変重要になるというわけでございます。

恐縮でございますが、元の方に戻ってまいりまして、そこで「7.当該事務事業

を廃止した場合の影響」の2つ目の段落でございますが、私どもで出しております図書等につきましては、採算性の乏しいものが非常に多いものでございますから、民間の出版社によります代替が図られない分野が相当数存在すると。

また、安全性教育の実施義務者は事業者でございますが、一般に事業者が教育を実施する能力、ノウハウが非常に少ない場合も企業に多いわけでございます。

一方で、人材育成を業務とする民間企業なり団体が職長の教育、あるいは非常に危険・有害性の高い業務を行う場合には、特別教育を行うことになっておりますが、そういったものについての講師の養成事業に取り組むことは、専門技術性の問題、あるいは採算性の問題から困難があるわけございまして、こうしたものがちゃんと行われないと労働災害が増えて、労働者の生命、健康に大変深刻な影響があるわけでございます。

「8. 更なる民間開放についての見解」でございますが、先ほどから申しておりますように、制度的な制約を設けておりませんし、実際民間において実施されている場合も多いということでございますので、私どもとしては実態的により多くの主体でそういうことをやっていただくと、これは多々ますます弁ずということで、それは有益なことではないかと考えております。

次に、個別の事業の中身についての御質問でございます。まず、労働安全衛生マネジメントシステムの研修でございますが、こちらの方は私どもの方ですべてを把握しているわけではございませんが、幾つかの公益法人、民間企業において実施されております。例えば、トヨタの子会社でございます、豊田安全衛生マネジメントシステム、ここでは年間600人ぐらい研修を行っております。また、日本能率協会、日本環境認証機構、テクノファといった会社でも研修を行っているわけでございます。

先ほど申しましたように、重大な災害が非常に多発しておりますので、安全に対する社会的な関心が高まる中で、安全衛生の非常に優れた管理システムでございますマネジメントシステム、こういったものの導入の動きが広がると考えられておまして、事業というのはそれぞれがやって拡大していくんだろうと思っております。

次に、通信制の教育講座でございますが、こちらの方は中央労働災害防止協会が自主的にやっている事業でございます。なお、こちらの方も他の機関でどこまでやっているか全部把握しているわけではございませんが、例えばここに書いてあるような日本能率協会、日本ビジネスカレッジ、日本経営教育センター等々、こういったところで通信制のものをやっていると聞いております。

以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。それでは、質疑に入らせていただきたいと思っております。

大橋専門委員、お願いします。

大橋専門委員 ありがとうございます。前の課長さんにも同じ質問をしたんですが、この中央労働災害防止協会という協会の設置の根拠として労働災害防止団体法という特別の法律に根拠を置いている必要性というのは、何でしょうか。

中沖計画課長 根拠の必要性でございますが、労働災害の防止、この協会は昭和39年に設立されたものでございます。経営者団体等が中心になって、自主的に設立されたわけでございますが、その設立に当たりましては、労働災害の防止活動でございます、例えば、技術的な指導、これはノウハウの問題がございます。

また、情報の収集・提供なり、教育の実施なり、これが公正かつ的確に行われる必要があるわけでございます。こうしたことを担保しつつ、更に事業主に対する指導力というものを発揮していただく必要があるわけでございます。

そこで、国による一定の規制を受けつつ、私どもの労働基準監督署がございすが、こういったものと一体となった活動が行える法律に根拠を持つ法人としたというわけでございます。

福井専門委員 法的効果はなんですか。

中沖計画課長 法的効果の中身といたしましては、例えば、守秘義務の問題もございすし。

福井専門委員 条文で教えていただけますか。あとさっき指導監督とおっしゃいましたけれども、それも具体的には何条のことですか。

三浦計画課長補佐 守秘義務につきましては、団体法の41条にございます。

中沖計画課長 守秘義務は56条にございます。大変恐縮でございます。秘密保持義務が56条にございます。

福井専門委員 指導監督の方は何条ですか。

中沖計画課長 こちらの方は、災防団体法の11条の第4項でございます。例えば、労働安全衛生法上、国が労働災害防止計画をつくることになっておりますが、これについて、こうしたものに即応するよう努めなければならないということで、言わば国のつくるものと一体的なものになっているわけございまして、そうしたものに基づいて。

福井専門委員 これは、努力義務規定ですね。何か法的効果がもたらされるような指導監督権というのは、条文上根拠はあるんですか。

中沖計画課長 中央労働災害防止協会の業務の中身としてでございますが、例えば、技術的な事項について、指導援助行うような形で、業務の中身として書いているわけでございますので。

福井専門委員 だれがだれに指導援助を行うんですか。

中沖計画課長 事業主に対してでございます。

福井専門委員 そうではなくて、要するに、監督官庁の指導監督があるから法律が要るんだとさっきおっしゃったわけでしょう。それはどの部分ですかということ

です。

中沖計画課長 済みません、失礼いたしました。これはいろいろな規定があるわけですが、具体的には、例えば、業務の中身の定款でございますが、そうしたものについては、大臣の認可が必要であるというような規定、これが21条にございますし、また設立時についても設立の認可を受ける必要があるということで、19条がございます。

それ以外に通常的な業務の監督でございますが、51条で決算関係書類の提出というものがございまして、労働災害防止団体は事業報告書、貸借対照表、財務諸表等を厚生労働大臣に提出するというようになっております。更に報告等の規定が52条にございまして、厚生労働大臣は労働災害防止団体に対して立ち入り、または物件を検査することができるというものがございます。

更にそれに加えて勧告等の規定がございまして、運営については是正の勧告をし、勧告してもなお改善されない場合には、一定の処分をすることができるという規定になっております。

福井専門委員 わかりました。そうすると、今おっしゃったような監督については、お示しの今の資料にもございましたような、民間が実際上やっているさまざまな研修等があるわけですね。そちらの研修実施団体なりに対して、同じような監督はされているんですか。

中沖計画課長 これはしておりません。

福井専門委員 そちらはしなくて、何か支障が起きていますか。

中沖計画課長 それははっきりは。

福井専門委員 ですから、御省として把握しておられますか。指導監督がないがゆえの研修の不備とか、組織の不都合とか、そういうことについて具体的に把握された事件が1件でもありますか。

中沖計画課長 例えば、マネジメントシステムの研修でございますが、能率協会が行っております研修の中身については、労働側の関与が余りないというふう聞いております。このマネジメントシステムについては、ILOがガイドラインをつくっております、その中でも労働側が関与するようにというのが入っております、また私どもはそれに沿って指針を設けておりますが、この中でもやはり労働側が関与する必要があると考えております。

というのは、そういったシステムがきちんと行われるためには、現場の実態をよく知っていて、かつ労働災害の被害者になりますような。

福井専門委員 わかりました。能率協会は労働側が関与してないから問題が起きているという公式御見解ですか。能率協会が今やっている研修は問題があるということですね。ここは公開の議事ですから、はっきりさせていただきたいんですが、では能率協会等に対して指導されますね。

中沖計画課長 私どもに指導権限があるとお考え。

福井専門委員 ですから、問題があるという認識なのか。ないという認識なのか。どっちですか。

中沖計画課長 そこはできるだけ、労働側が関与するような形でのシステムをお願いしたいとは考えておりますが。

福井専門委員 労働側が関与しているかどうかということに関する能率協会の問題点以外で、そのほかに何か具体的な支障が起きている例は把握しておられますか。

白石委員 お時間もあれですので、今、福井さんがおっしゃった、日本能率協会がやっている研修に関して問題があるのであれば、それを是非具体的に書面で後ほど御回答いただければと思います。

今、課長の御説明で、労災が増えていて、こうした労災情報をきちんと提供して活性化を図る必要は私も感じているわけですが、それを公的な団体がやる必要があるのかどうかということが、まず私たちの疑念でございます。それで、もしやっているとしても、果たしてこの予算規模に見合うような効果が生じる活動であるのかどうかというところに、少し御質問を移してまいりたいと思いますが、いろいろ変わったことをおやりになっていて、例えば、災害を疑似体験できるバーチャルリアリティーとか、先ほど民が参入すると採算性が取れないとおっしゃった書籍の販売など、こうした各事業について、どれぐらいこのバーチャルリアリティーの体験があったのかとか、こちらでお出しになっていらっしゃる刊行物に関して、どれぐらい売れているのかとか、それぞれの事業でどれだけ収益を上げているのかという数字がございましたら、それも後ほど書面でちょうだいできればと思います。

福井専門委員 併せて、そういった書籍なりバーチャルリアリティーのシステムが、どれぐらい有意に事故を防いでいるのかということについても、実証的なデータをいただきたいと思います。

これ強制販売じゃないですね。

中沖計画課長 ございません。

福井専門委員 わかりました。

原主査 あと少し組織のところで質問をさせていただきたいんですが、簡易組織ということになりますね。奥田さんが今、トップをやってらっしゃるという組織になるわけですがけれども、実際にこの条文を見ていくと、理事が200名以内というようなすごい数字が出ていて、何か組織体の在り方も不明と言うか、なぜこのような理事の多さの構成になっているのかということをお願いしたいと思います。

それから、先ほどの補足で、ロードマネジメントのところで、何も監督とかしていないのかというのがあったんですが、日本適合性認定協会ですか、JAFがありますが、JAFとの関わりもあるのではないかと、JAFからの監督のようなこと

も関わっているのではないかと思いますので、その辺りはどのようになっているのかがわかればお願いしたいと思います。

中沖計画課長 それはどういう団体でございましょうか。

原主査 J A F は、経済産業省が所管をしております、日本適合性認定協会です。ですから、そういったマネジメントシステムや何かへの適合性についての評価をしていると。

中沖計画課長 関係ないですね。

原主査 では、そこは見ていないということですか。

中沖計画課長 はい。それから、200 人という話でございしますが、実はこれは中央労働災害防止協会の会員が、実は業種別の団体でございまして、例えば、製造業はそれぞれ鉄鋼連盟ですとか、化学工業会ですとか、それぞれが入っておりますので、それぞれのトップの方が副会長なりに入っているということで、非常勤の役員として入っている。だから、ほとんどが非常勤の社団の一員という形の役員になっております。

福井専門委員 常勤はこの 72 名という数字だけですか。

三浦計画課長補佐 常勤は 6 名です。

福井専門委員 72 名のうちの 6 人しか常勤がないんですか。

三浦計画課長補佐 はい。

福井専門委員 ほかの方は何を。

三浦計画課長補佐 非常勤でございまして。

福井専門委員 6 名の常勤の方というのは、どういう方々ですか。

三浦計画課長補佐 理事長、専務理事、常務理事、常務理事、幹事、幹事です。

福井専門委員 職員の方の前歴なり経歴を後ほどいただけますでしょうか。

三浦計画課長補佐 はい。この 6 名の方ですね。

福井専門委員 常勤の方です。

それから、この予算が 26 億ですね。この中で国庫補助ですとか、公的な資金はどのような理由で、幾らぐらい入っているんでしょうか。

中沖計画課長 国費の関係でございしますが、そのうち国費で出ておりますのは、7 億 5,000 万でございまして、例えば、インターネットを通じた情報提供などについての費用、あるいは先ほど申しましたバーチャルリアリティーの関係の設備の運営費用、そういったものが出ております。

福井専門委員 それも合わせて、先ほどの質問に関連ですが、国費の支出に見合うだけの労働災害防止効果がいかに上がっているのかということについても、実証的なデータをいただきたいと思います。

中沖計画課長 わかりました。例えばでございしますが、インターネットのページで一番アクセスがございましたのは、疲労度のチェックリストでございまして、こ

れは過労死が非常に多いということで、これを掲載したときには、一晩で 100 万のアクセスがありまして、ページがパンクしたということもございます。

やはり、非常に皆さん過労死とか、特にうつの方ですね。実は、厚生労働省の統計では、10 人に 1 人以上の方が、一生に 1 回以上うつ病を体験するという数字が出ております。したがって、ここにいらっしゃる方々も、確率で言えば 3 人が 4 人ぐらいの方は、当然うつ病になるわけでございますので、実際大学等でもうつ病の方はいっぱいいらっしゃるはずですね。そういった方が、実は表に。

福井専門委員 そういう問題ではなくて、うつ病の方が多いのは問題ですが、問題は、お金に見合うだけのアクセスがあったかどうかではないのです。ポイントは防げたかどうかです。

中沖計画課長 そういうチェックリストを使っていただければ、自分がどのくらい疲労しているかわかると。

福井専門委員 そういう問題ではないです。かけたお金に見合って、いかなる程度の方が、いかなる度合いで、労災なり、うつ病を防げたのかという効果をお聞きしているわけですから、それを見た人がいて、役に立った人もいるという、体験的なお話をお伺いしているのではないです。

白石委員 占いでも 1 日に 100 万ぐらいヒットしているのがありますからね。

中沖計画課長 ただ、これは占いではなくて、実際に 10 人に 1 人以上の方がうつ病に。

福井専門委員 そういう問題ではございません。

白石委員 実証的な効果の方を是非お示しいただきたいと思います。

それと 72 人のうち 6 人が常勤、66 人が非常勤ということですね。非常勤の方は、ここでどういう仕事をされてらっしゃるんでしょうか。

中沖計画課長 当然総会等がありますので、そうした場合において出てきていただいて、例えば、事業計画なりをちゃんとチェックいただくとか、財務諸表をチェックいただくということが当然必要になってまいります。

白石委員 非常勤の報酬に関しては、どうなっていますか。

中沖計画課長 無報酬です。

福井専門委員 無報酬でどういう方が働くんですか。

三浦計画課長補佐 ですから、先ほど言った業界のトップの方が非常勤理事ということで、副会長。

福井専門委員 関連団体のトップの方が無報酬で、ボランティアで引き受けておられるということですか。

三浦計画課長補佐 そういうことです。

白石委員 お願いします。

大橋専門委員 先ほど、皆さんからいろいろ追加資料の要求がありましたので、

それと合わせて、先ほど課長がおっしゃった守秘義務という話が法律で定められているというけれども、その法律で定められている守るべき秘密というのは、この防災協会では何を指しているのか、どういうものが秘密と想定されているのかというのを、後ほど出していただければと思います。

中沖計画課長 わかりました。例えば、メンタルヘルスの問題で相談があったときに、当然個人名等も出てくるわけですが、そういったものが外に出てはいけないというのが、一番端的にわかりやすい例でございます。

福井専門委員 それは、例えば、能率協会とか豊田安全衛生マネジメントシステムとか、そういうところでも同じ問題があり得るはずでしょう。何か守秘義務がないせいで具体的な弊害なり事件が起こっていますか。

中沖計画課長 メンタルヘルスについて相談を行っているかどうか。私どもは聞いておりませんが。

福井専門委員 守秘義務がないんだったら、メンタルヘルスについて相談を受けるべきではないという御見解ですか。

中沖計画課長 問題が起こる可能性は五分にあると思っております。

福井専門委員 では、どうして放置されているんですか。少なくともこの幾つかの団体について、やっているかどうかも調べておられない。そんなに問題があるんだったら、メンタルヘルスの相談を受けているかどうか、守秘義務がどうやって担保されているか、法令上の措置の必要はないのかということをお調べされないとまずくありませんか。

中沖計画課長 通常、例えば、医師ですとか看護師については、司法の方で守秘義務がありますので、そういった方が受けている例が多いと聞いておりますので、そういった分には問題がないと考えます。

福井専門委員 ということは、この中央協会も、医師とか看護婦が受ける分には、こんな法令の規定はなくても、ちゃんと守秘義務が働いているということですね。ほかの人だけの問題ですね。

中沖計画課長 基本的には、そういう方については当然医師法なりで、守秘義務がかかっている方については、そちらでかかってまいりますから、問題がないと思います。

大橋専門委員 私の問題意識は、防止協会の自主性、自立性というのを、極力認めるべきだと思うんです。そういう観点から言えば、法律を持って守秘義務を課するという積極的意義とか意味というのは、どこにあるのか。

例えば、それぞれ防止協会の約款と言いますか、定款と言いますか、そういうもので守秘義務を定めることで足りないのかどうかということをお問うているんです。

中沖計画課長 例えば、安全衛生の問題というのは、プラントなどについて相談があった場合、それぞれの会社のノウハウと密接に関連しておりますので、そうい

うものについて、例えば、守秘義務がないようなところについては、なかなか相談しにくいという点がございます。

したがって、守秘義務があることによって、非常にそういったものについて、例えば、爆発性のあるものについて、プラントの中身、当然その工程等がノウハウになってまいりますので、そうしたものについても御相談させていただくことができるという点があります。

したがって、安全と特に化学物質などもそうなんですが、要は、その製法とか工程を相談してしまうと、そこでもノウハウが全部外へ出ることになってしまいますので、そうしたものについて守秘義務がないとやはり相談。

福井専門委員 では、それも同じですが、ほかの団体でいろいろな研修をしている、プラントの製造工程とか手順とかで、守秘義務にかかるような研修をしているところもあるかもしれないわけでしょう。そういうところについて言えば、おたくは守秘義務がないから、そういう相談はしにくいとか、した結果何か流出して問題が起きたとか、そういう具体的な事例を把握されているなら教えてください。そうでないんだったら、この件についてだけ、要するに、ほかでも似たようなことをやっているにもかかわらず、この件についてだけ守秘義務が要るんだという立論は成り立たないですよ。

中沖計画課長 ほかでも何をやっているかちょっと私ども把握してなくて。

福井専門委員 把握もしてないんだったら、なおさら言えないじゃないですかということをお願いしているんです。把握されるのが先決でしょう。

中沖計画課長 企業の方からは、そういう守秘義務があることは非常に相談のプラスになっていると聞いております。

福井専門委員 だから、それを実証的なデータで教えてください。たまたま御自身がだれかから聞かれたとかではなくて、守秘義務があるから中央労働災害防止協会に相談できるんだとか、研修を頼めるんだというデータがあるのであれば、逆に言えば企業が守秘義務がないところには頼みたくないとか、ほかのところに頼んで問題が起こったという実証データをお示してください。

原主査 よろしいですか。ここに挙げられている民間で私の知っているところもあるんですが、実際には守秘義務については事業者と契約を交していらっしゃると思いますので、守秘義務については、やはりきちんと守られております。

だから、必ずしもこちらの協会でないで守秘義務が守られないというふうには、世間一般では考えられていないのではないかというふうに思いますけれども、こちらでも実態を把握して見ていただきたいと思います。

福井専門委員 あと追加のお願いですが、先ほど7.5億円もの国費がバーチャル何とかなっているようですが、そういったたぐいの補助金について、この協会にしか出し得ないという根拠があるのであれば、それも文書で理由を教えてください。

我々の仮説としては、要するに、さっきのバーチャル何とかの補助が本当に有益かどうか、はなはだ疑問には感じますが、仮に何らかの一定の社会的意義があることにしても、それをこの団体にだけ公金として支出しなければいけない必然性があるというふうには、今までのお話を伺って全く思えないものですから、そういう根拠があるとすれば、それは何なのかということをお教えいただきたいのが1点です。

もう一つは、先ほど来の監督権限だとか、あるいは守秘義務等についても、なぜこの協会にだけなければならないのかということについて、理由が全くわからない状況ですので、結論から申し上げればこの補助金等についても、ここを特別扱いするのはやめる。監督権限や守秘義務等についてもここを特別扱いはやめる。民間でやっていただくということについて、具体的に何か支障がありそうであれば、それを教えていただきたい。ないのであれば、即刻こんなものは廃止して、民間で自発的にやっていただければよいと思います。

白石委員 よろしいですか。そろそろお時間もまいりましたので、こちらの要望事項に関しては、書面で御回答いただけますようお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

中沖計画課長 はい。

白石委員 それでは、どうもありがとうございました。

診療報酬の審査・支払い

白石委員 大変お待たせいたしました。それでは、診療報酬の審査・支払いに関して、5分ないし10分程度で御説明をいただいた後、20分程度を質疑とさせていただきます。お願いします。

今別府保険課長 早速ですが、お手元に配付されていると思いますが、支払基金について御説明をいたします。

6の「民間開放の状況」というところに少し書きましたけれども、これはできた経緯から説明いたしますと、支払基金といいますのは、医療保険制度の中で保険者と医療機関の間に立って審査・支払いをする機関であります。具体的には、戦後間もなくのころ、保険者が自ら医療機関の請求に基づいて審査・支払いをしていたという時期がございますが、医療保険制度ができて黎明期でありますので、件数がどんどん増えるということで、審査の水準がばらばらであったり、あるいは支払時期がずれたりということが起こりまして、それなら統一的な機関をつくって、そこできちんとやろうということで今の支払基金というのができました。

ということで、ずっと推移をしておりましたけれども、これは逆に、8あるいは6の最後に書いてありますけれども、そもそも法律上は保険者が自ら審査・支払いをする、それを基金に委託することができるという構成になっておりましたので、

自らやりたいという保険者があるならば、保険者機能の強化という観点からそういうことを認めるべきだ、こういう御指摘を先般いただいて、そういうふうな措置をしたところでございます。若干、時期的に医科と調剤とずれておりますが、去年まででそういう通知の整備をいたしました。

具体的に、私は去年の夏に着任いたしました。私のところにも何件か相談がございますし、去年の夏以前はむしろこれを早くやれという立場に私自身がおりましたので、これが実績がないというのは非常に気にもなっておりましたので、ことあるごとに健保組合の皆さんとお会いするときには、これはどうでしょうかという話で聞いております。

今聞いておりますのは、具体的に大きな企業で自分で関連病院を持っておられるようなところが、その関連病院のレセプトについて直接審査をしようというようなことで、一つ大きなところが具体的に相談に来ております。

あと、むしろ調剤の案件になりますけれども、個別のところ、支払基金を通しますと、レセプトから現金化までに2か月かかりますので、そこは自分でやると短縮ができるというようなこともあって、そういう御相談も承っていました。ただ、残念ながら、まだ今日の時点で実施に至ったところはございません。

これは医療のワーキンググループで鈴木先生とずっと相談させていただいておりますけれども、実際にやる場合に、今まで医療機関は支払基金にレセプトを請求するというので、支払基金が各保険者と各医療機関の受け渡しをしてきたわけですが、それを個別に、例えばAという保険者は自らやるということだと、基本的には医療機関はAの部分だけを支払基金とは別に直接請求をするということになりますので、そういう手間をかけるということになりますから、その部分に新しい仕組みを導入するということで、医療機関と相談をしてやってくださいということを申し上げております。

事実上も、冒頭お話ししましたように、審査水準が不統一であったということからこういうものができたということもありまして、基金が長年かけて信頼を勝ち得てきた審査水準と別のところで審査をしたときに、医療機関ともめたときにその不服審査の取り扱いをどうするかというようなところが、更に具体的にやろうとすると問題になるだろうということで、そのあたりは更に個別案件に即して相談をさせていただこうというふうに考えているところでございます。

ポイントとなるのは以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。それでは、御質問はいかがでしょうか。

大橋専門委員 初歩的なことで申し訳ないけれども、審査会の方に審査・支払いの事務をお願いしているというのは、法的な形態としては組合と審査会との委託契約があるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

今別府保険課長 法律上、「保険者が審査をする」と書いてあって、「保険者は

基金に委託をすることができる」という構成に条文上もそう書いてございます。4項と5項です。

大橋専門委員 そうすると、健保組合と審査会は委託契約があると解釈していいんですね。

今別府保険課長 そうです。

大橋専門委員 それは、永久の委託契約なんですか。毎年更改している契約なのか。その都度やっているのか。

今別府保険課長 具体的には年に1回、審査・支払いの手数料というのがありますので、その手数料を決めるということで、当然毎年交渉するという形になります。

福井専門委員 今のは法律の何条でしょうか。

今別府保険課長 76条の4項と5項です。

福井専門委員 何法ですか。

今別府保険課長 健康保険法です。

福井専門委員 そうすると、委託をする場合には基金でないといけないという意味ですか。ほかのところには委託してはいけないんでしょうか。

今別府保険課長 ここは今申しましたような経緯があるので、入念的にこう書いたということで、法律上は別にほかのところでも構わないと思います。

福井専門委員 「基金にも委託できる」と書いただけで、ほかを禁じる趣旨ではないわけですか。

今別府保険課長 ただし、実際は基金をつくったときに、基金に委託をしるという行政指導をしております、それがずっと先般まであって、それをこの間廃止をして道を開いたという構造です。

福井専門委員 現時点ではほかに基金以外で受託しているところは。

今別府保険課長 ありません。

福井専門委員 それはどうしてないんですか。

今別府保険課長 そこはもともとばらばらでやっていたのを、統一機関をつくってそこでやりましょうということでずっと30年、40年来ておりますので、現実問題として、医療機関と保険者の利害が対立するところで第三者で公平中立にやろうということでつくった機関ですので、事実上そこにみんな委託をして、その信頼を積み上げてきたということになっています。

福井専門委員 今非常に信頼されているから、ほかのところでは信頼度が低いので、だれも頼もうとしないということですか。

今別府保険課長 現実にはコストの話もあると思います。お手元の資料の7に書きましたけれども、20万の医療機関と1万5,000の保険者窓口の間に入って8億件のレセプトを処理しているということなんですね。審査委員も相当な数を用意してやっていますので、そこはノウハウの積み重ねもあって、現実問題としてここ以外

に頼んでいるところがなかった。ただ、具体的に直接やれるようにしたところで、大きな企業では自前でやりたいという話が今ぼつぼつ相談に来ている。

福井専門委員 自前か、ここに頼むか、どちらかで。

今別府保険課長 以外のところに頼むことも可能です。

福井専門委員 可能なんでしょうけれども、自前でやるよりは、直感的には規模の利益があるはずですから、複数まとまった方が効率的なような気がするんですけどもね。

そうすると、その中間形態の基金以外のどこかある程度の規模で取りまとめる組織が出てこないと不自然だと思うんですが、なぜ出てこないんですか。

今別府保険課長 それはまだ道を開いたばかりなので、それと今申し上げましたように、かなり技術的な話の積み上げが要る話なので、なかなか簡単に参入するという感じでは多分ないんだろうと思います。

福井専門委員 参入促進は進めていかれたいという方向なんですね。

今別府保険課長 実は、俗に社保という被用者保険の議論ですが、国民健康保険という地域保険がもう一つあって、こちらは国保連という保険者の団体であり、かつ審査・支払いをやっている機関で、ほとんど同様の機能を持っている団体はあるんです。だから、少なくともそこと競争するという発想はあってもいいのではないかと私は思いますが、現実問題としてはコストが違うので、保険者も基金をやめて国保連にお願いするという話是一向にありませんので、自分でやれる範囲でやりたいというレベルにとどまっているんだと思います。

福井専門委員 そうすると、基金に対する法的な関与で、要するに法律事項になっているものというのはどういうものがあるんですか。

今別府保険課長 15年までこれは特殊法人だったんですが、15年に民間法人化していますので、そういう意味ではかなり関与は薄れていますが、これは基金法という法律がありますので、そのレベルではございます。例えば理事長でありますとか、理事の構成でありますとか。

福井専門委員 あと、守秘義務とかみなし公務員とかもかかっているんですか。

今別府保険課長 かかっています。

福井専門委員 そうすると、民間参入のときにそれらは別にかけなくてもいいという割り切りでいらっしゃいますか。

今別府保険課長 そこはかけないと難しいと思いますね。

福井専門委員 こういうのを法的に規律した上で民間参入を促すということですね。それはこれから手当されるわけですか。

今別府保険課長 はい。

白石委員 予算額が858億と非常に大きいんですけども、この内訳について後日何かデータを。

今別府保険課長 これは、今言いましたけれども、8億件のレセプトを1枚114円20銭でやっていますので、その掛け算です。手数料だけです。

福井専門委員 これは公金は入っていないんですか。

今別府保険課長 入っていません。

大橋専門委員 審査会の公正性というものをある意味で占う一つのデータとして、医療機関から審査請求があったときに、医療機関の請求が極めてべらぼうなインチキなものだということで、是正というのか、何と言っているのか知らないけれども、出直してこいということを行った件数というのは大体どのぐらいの割合があるのか、把握しておられますか。

今別府保険課長 勿論把握をしておりますが、今ちょっと細かい数字は。件数なり、金額なりで、査定と言っていますけれども、しています。それに更に医療機関が不服があれば再審査を請求してくる、そんな格好でやっています。

大橋専門委員 通常は医療機関の要求がやや過大なものを正しいものに直したというのが多いんですか。

今別府保険課長 そこはかなり細かな審査をいたします。例えば病院で手術なんかをしたりすると、相当な薬を使ったり、相当な治療行為をしたりする、それを一々全部チェックをする。

とは言いながらも、一件一件、これは単純に平均すると1件あたり7秒とか8秒という話をよく昔からされますが、実際は重点的に審査をしますので、もめるものは本当に審査委員の先生方が複数で集まって相談をして決めるような格好で、一定金額以上のレセプトについては特に重点的にやるというような効率化もしております。

査定をした件数が大体1%ぐらいですね。金額にして0.2%ぐらいです。

大橋専門委員 査定したというのは。

今別府保険課長 診療報酬の請求に対して「おかしいですよ」と言って戻したレセプトの件数、それから実際に削った金額です。

大橋専門委員 1割ですか。

今別府保険課長 1%です。

大橋専門委員 金額的に幾らになりますか。

今別府保険課長 金額で250億円です。

大橋専門委員 ありがとうございました。

原主査 補足というか、追加の質問ですが、そういうふうにして査定をして差し戻されたのが1%ぐらいということですが、どういうものについて差し戻したというか、拒否したのかというのは、これは開示をされて各医療機関にはわかる形になっているわけですね。そうすると、再発防止ということは勿論もう既にやられているということになっていますね。

今別府保険課長 悪質というのか、たび重なるようなところは直接医療機関の先生を呼んで、どうしてこういう請求になるのかというのをたずねようともやっています。出てきたのをそのまま査定して返すというだけではなくて、そこはきめ細かく対応しております。

原主査 先日、歯が痛くて歯医者さんに行ったら、鎮痛剤は以前は4日出せていましたけれども、今は2日分しか出せませんと言われたので、そういうようなところで。

今別府保険課長 個別のケースはわかりかねますけれども、薬の出し方なんかについても、そこは適正にやろうというので、そういう意味では保険財政上の理由もあって、かなり厳格に運用してきていると思います。

大橋専門委員 ちょっと別の件ですけれども、平成13年12月の特殊法人等合理化計画というのがありますね。あそこの中に、基金については業務の効率化を進めるといのが閣議決定されているんだけど、この閣議決定に基づいてどういう努力をされたのか、ちょっと教えてください。

今別府保険課長 ちょっと説明を飛ばしてしまいましたが、例えば従事者数の5,777名というのは、これも毎年200人ずつぐらいつつと今減らしてきています。基本的にはIT化を促進して、そういう機械化によって人員を合理化してコストを削減していこうというようなことでやっておりますし、手数料自体も去年は据え置きましたが、その前には値下げをするというようなこともしてきております。

大橋専門委員 今、医療機関のうちどのくらいオンライン審査申請になっているんですか。

今別府保険課長 オンラインまではなかなかいなくて、今は電子媒体で請求をするというところまでだと思います。それで、医療機関は9.8ですね。病院だけに限れば17.5です。高いのは調剤が半分近くまでできております。

白石委員 レセプトの審査を行う特別審査委員会とか、支部にある審査委員会というメンバーですけれども、これはどのような手続を経て任命されるのでしょうか。

今別府保険課長 保険者と医療機関のそれぞれの推薦を受けて、実質的にはお医者さんが選ばれてきます。

白石委員 推薦を受けた人はもう間違いなくなるということですか。推薦があればなれると。

今別府保険課長 基本的にはそうです。ただ、概ね例えば10年以上経験しているお医者さんでありますとか、特に決めているわけではないと思いますけれども、それなりに選んできている。

白石委員 任期が最大2年ということですが、それを超えて例えば5期とか。

今別府保険課長 再任していると思います。

福井専門委員 この役割は正当な報酬支払いなのかどうかというチェックなわけですね。ちょっとよくわからないのは、どうして診療代表、保険者代表、学識経験者という三者構成になっているんですか。

今別府保険課長 支払基金をつくるときにそういう三者構成でやるという、まさに診療側と保険者側で利益が相反しますので、そのそれぞれと第三者的な公益という形で、支払基金自体の理事構成もそうになっています。

福井専門委員 勿論、利益相反的なことを協議する場であればわからないでもないんですが、これはそういう問題ではなくて、規定どおりになされているかどうかのチェックでしょう。

今別府保険課長 実際は出てきているのは医師ですから。

福井専門委員 保険者代表もそうですか。

今別府保険課長 保険者代表者もです。

福井専門委員 学識経験者も医師ですか。

今別府保険課長 保険者が推薦する医師です。学識代表もそうです。これは大学病院の先生なんかが出てくる。

白石委員 理事会と幹事というのがその上にあって、支払基金全体の統括というか、全体を見るわけですよ。最高決定機関ですよ。その下にある、下かどうかはわからないんですが、審査委員会、特別審査委員会とこれは兼務はできないわけですね。

今別府保険課長 審査委員というのは、まさに医師が技術的な目でチェックをしているということですから。今おっしゃった理事とか幹事というのは、基金の全体の運営の意思決定をしているということです。

福井専門委員 全部お医者さんというのがちょっとよくわからないところがあるんです。要するに、基準があって基準の当てはめをする執行機関ですね。勿論医療の中身については医者が熟知しているかもしれないけれども、その基準がどういう意図なのかとか、基準の解釈が複数あり得るときに、どれをすなわち社会的に適切と見るかというような判断は医師の専売特許ではないですから、むしろ医師以外を中心にして、医師については技術的な助言を得るという審査委員会の構成の方が健全なようにも思うんですが、どうして医師だけでないといけないんですか。

今別府保険課長 そこは制度の立て方としては両方あると思いますが、今は医療知識を有する者を審査委員にしているということです。実際、実務はどうなっているかといいますと、医師だけでとてもこんな件数は見られませんので、実際は基金の職員が事務的な補助をするという形で、例えばこの薬はおかしいといったときに、その薬を削って何点にしなければいけないかみたいなところは基金の職員が計算をして訂正をしている。

福井専門委員 総括は医師がやるということですね。

今別府保険課長 そうですね。それは審査委員という位置づけでございます。

福井専門委員 最後に責任を負うのは審査委員なわけですね。ただ、構造的に非常に疑問を感じるのは、医師というのは、基本的にどの立場になろうとも、保険について言えば、たくさん保険が支払われることに関して利害関係を有する資格者ですから、その人たちだけにこういう作業をゆだねられていいんだらうかというところが甚だ疑問です。

今別府保険課長 そこは医師がすべてそうかということ、ちょっと違うかと思いません。

福井専門委員 そうではなく、個々の問題を言っているのではなくて、職業バイアスがもともとあるわけですから、そういう人たちもいてもいいのかもしれないけれども、言わば保険が医療報酬として過大に支払われることに、常に医師という職業集団自体がプラスのバイアスを持つ集団だということは否定できないわけです。その人たちだけにゆだねるといことはそういうバイアスを助長させる役割を担わないでしょうかという懸念です。

白石委員 福井先生のお話に加えてお聞きするとするならば、団体の推薦が要るとか、利害関係者、点数が高ければ儲かるという人たちが入ってくることによって、どうも改革的な思想を持った人たちが除外されるのではないかと思うんですが、そういう懸念についてはいかがでしょうか。併せてお答えいただきたいです。

今別府保険課長 そこは実際現場に行って審査委員の先生方を見ますと非常に立派にやっておられますし、勿論そういう選考基準をもって選ばれた方ですし、逆に今はこういう財政状況でもありますので、ゼロサムであると仮定を置けば、むしろ削る方にバイアスがかかってもおかしくないわけです。だから、そこは医師だから甘くなるというふうには決してなっていません。

福井専門委員 仕組みの問題としては、実際にいい人がいるかどうかという問題ではなくて、季下に冠を正さないという意味ではちょっとどうかと見られる要素はあるわけですから、審査委員会構成については利害当事者ではない立場の人が基本的にはジャッジするという仕組みにしていただかないと、特に法定機関として非常に特殊な地位を与えられている機関がそれではまずいという気がします。

今別府保険課長 ここは結局、医療内容をどう見るかという話に入りますので、医学知識は外せないと思うんですね。ただ、おっしゃるように、それだけかということ、決してそうではないと思えますので、現在は審査委員は医師ですけれども、実態上はそこは補助をする形で整理をしています。

大橋専門委員 確認ですけれども、今日課長の話聞いて、民間開放の方向というのは二つあるような気がして、一つは現在進めておられる医療機関と組合との基金を通さないダイレクトの扱いを認めるという方向が一つ。もう一つは審査機関として基金のほかに新たな主体の参入を認めるという方向も検討しているというふ

うに考えてよろしいですか。

今別府保険課長 それはいずれもそういう道を開きますよというふうに、それこそ閣議決定に基づいて道は開いています。ただ、現実問題、何十年もそういう道を閉ざしていたこともあり、具体的な話で実現までに至っていない。特に、保険者自らやりたいという話は幾つか来ていますけれども、全く新しい第2基金みたいなものをつくってやるという話、さっき国保連の話もしましたが、そういう具体的な話はここ1年やっていますが、一切聞いたことはないです。

大橋専門委員 もし、第2基金みたいなものを設立するとしたら、どのような制度改正が必要なのか、現段階でわかる範囲で、後ほどでいいですから資料を出してください。

今別府保険課長 わかりました。特段、制度上改正するものは多分なくて、冒頭言いましたけれども、審査の体制を確保できるかどうかという話と、あとは審査に異議があるときの不服処理の仕方、このあたりが多分実質的な問題にはなってくるかなと思います。

福井専門委員 今のこの審査に不服がある場合の手続は行政不服審査法上の手続ですか。

今別府保険課長 基金でもう一回再審査をするという格好でやって、それでもだめなら司法の道へ行く。

福井専門委員 司法ですか。厚労大臣に対して審査請求するとか、そういうのはないんですか。要するに、基金との間の一種の民事上の問題として処理されているわけですね。

今別府保険課長 そうです。

福井専門委員 不服があるのなら、裁判で直接やってくれということですね。

今別府保険課長 そうです。

福井専門委員 審査委員会の行っていること自体が法適用の一種の前触れなわけですね。基本的には審査の基準は法的規律なわけですね。それについてこの審査委員会を通してというのは一種の内部行為であって、法令上、その請求権が審査委員会が固めなければ発生しないというわけではないんですね。

今別府保険課長 ないです。

福井専門委員 わかりました。

鈴木主査 私も解説をさせていただきます。問題は、なぜここの支払基金をほとんど経由して直接審査がないのか。それから、第三者審査というのも認めているのです。この第三者というのは当初予定していたのは保険会社ですよ。現実には今保険会社がそれを受けて、例えば第3分野などでは審査していますからね。ノウハウはあるからそれをやれる。法は、今別府さんが言われたように、本来、審査・支払いというものは保険者の権能だというふう書いてある。それをさっき言ったように、

戦後の時期の 23 年ではうまくいかなかったのでしょう。

基金というのが、23 年にこの法律ができて保険者の権能だと言っておきながら、その 23 年に、当時は厚生省ですが、支払基金を通してやった方が便利ですよという通達を発している。そのうちに、必ず通しなさいというふうにして強制をしたわけです。ということにして今日までに至ってきたわけです。それを医療の世界での競争の促進という目的のうちの極めて大きな問題の一つとして、本来法の精神に基づいて保険者が直接審査をするというふうに変更したのが 2002 年の医療の改革提言であったということなのです。

ところが、なぜこれがうまく進んでこないのかということは、そのときの通達は随分もめて、たしか 2003 年の 3 月までに新しいシステムをつくらなければいけないのが 12 月まで遅れた経緯を持っている。その遅れた経緯の中には反対する人がたくさんいたということがあるわけだけれども、そのときに、医療機関の合意がないと直接支払いは認めませんという通達を厚生省は出しているわけですね。その合意というものが勘違いされて、本来自分の、保険者の権能なのだから合意なんかは要らない、保険者が私は自分で審査しますと言ったら、相手方は「はい」と言ってそれに応じるべきだけれども、合意を必要とするとした。

なぜ、合意を必要とするとしたのかというと、これも非常にテクニカルな問題で、つまり今の数億枚というようなレセプトをどうやって仕分けしているのかというと、機械の中の箱に審査済みのレセプトを入れて、ポトン、ポトンと個別診療機関ごとに分けて落として仕分けしているわけです。その数億枚の中で、例えばある保険者が私のところは全部私が審査しますとやって手を挙げたときには、全国のどこの医療機関から来るかわからないのをその一つの医療機関のところに行って収集するということが不可能なのですね。不可能だから、誠にやむを得ない技術的な理由から、当面医者と話がついているものに限るとするのはやむを得ない方法だということで目をつむっただけのことなのです。

ところが、さっき言ったように、IT 化が進んでオンラインが進めばいとも簡単で、保険者は私がこれを審査しますということをプロバイダーみたいな人ができるでしょう。そういうことを通知しておけば、自動的に E メールが着くようにそちらの方に振り分けられていって全部ができるようになるわけです。

その IT 化を今一生懸命進めているのだけれども、オンライン化というのはなかなか時間がかかって、進んでいない。その間、合意要件がじゃまをして進まないということなのですね。

だから、私はオンライン化をして、それで仕分けができて、それから審査、審査と言っているけれども、韓国の場合は 6 割以上は大体同じようなもので、こういう病気に対してこういう薬が出ているけれども、その間の関連性があるかとかいうのは、これは人間の目で見える問題ではないですよ。コンピューターがまさに判断する

問題で、そういうものがまず半分以上です。それから、六、七割ぐらいのところ、やや複雑なソフトで審査しているわけです。本当の医者が、専門家が見なければいけないというのはほんのわずかです。というところにたどり着けるのですよ。そういう問題です。

そうすると、大きな保険者組合は自分で審査しますと言うでしょう。そのときに問題になるのは、今は医者がやり、三者構成みたいなものでやっているが、保険者が審査するというと、当事者間のディスピュートがでたとき、そのディスピュートをどうやって解決するのか、その解決手法を考えてあげればよいことなのですね。

こんな講義をやっていても仕方がないけれども、医療WGの今年度の問題としては、合意と言っておられるけれども、合意要件というのは、やむを得ない間の便宜なのだから、合意を余りへビーな問題に考えないようにしてくれというので、今別府さんとこれから話をしていかなくていけないという問題があるということです。

福井専門委員 今はまだ合意という通達は残っているんですか。

鈴木主査 残っています。

福井専門委員 それは法的に無効ではないですか。

鈴木主査 そうすると、合意を抜いてしまうと、それでは私が審査しますと言っても、どうやって仕分けるのかという方法が問題となる。

福井専門委員 だから、仕分けるというのは、オンラインでなくても、ある保険者にかかる請求の紙を医療機関は取り出して、うちは自分で見ると言っている保険者にかかる患者の分はそれだけ取り出して保険者に送るというふうにすればよい。紙だろうが、オンラインだろうが同じことで、そういうことをやればよいではないですか。

鈴木主査 そうです。まさにそういうことをしようとしているのです。

福井専門委員 全然ナンセンスで、合意があろうが、なかろうが、その保険者の分について取り出すという手分け作業ができないはずはないわけで、オンラインなんかは関係なく、うちは自分で見るというところについては見せなければ違法ではないですか。だから、それに合意が要するという通達自体が法的に違法、無効なことを言っているわけだから、すぐに撤廃していただければいいだけのことではないですか。

鈴木主査 課長、それでいいですね。

白石委員 鈴木主査、お時間も20分を経過してしまいましたので、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ボイラー・圧力容器の検査・検定

白石委員 大変お待たせいたしました。それでは、ボイラー・圧力容器の検査・

検定について5分程度で御説明をいただいた後、20分質疑とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

寺岡安全課長 厚生労働省安全課長の寺岡でございます。私の方から、日本ボイラ協会を念頭に置いて、ボイラー・圧力容器の検査について簡単に御説明させていただきたいと思っております。

お手元に3枚紙の資料をお渡ししているかと思っております。私ども、労働安全衛生法で検査・検定を義務づけております。ボイラー等は設置以降、機能の劣化等が起こるといことで、定期的にチェックする必要があるといことで性能検査といものを義務づけております。5番目の事務・事業の内容のところに書いてございます。その中で、ボイラ協会はボイラー等の登録性の検査機関といことで、その性能検査を実施しております。

それから、構造規格を具備しているかどうかをチェックするといことで、小型ボイラー等についてはそういうチェックをするとい制度がございまして、個別検定を受けることになっております。これにつきましても、登録個別検定機関といことでボイラ協会は個別検定を実施しております。

そして、3番目の従事者数といところをごらんいただきたいと思います。社団法人日本ボイラ協会は、民法34条に基づく社団法人でございますけれども、役員は120名、検査検定要員数が260名ぐらいという状況でございます。

それで、6番の民間開放の状況といことでございまして、平成16年3月31日に改正労働安全衛生法が施行されまして、ボイラー等の検査検定につきましても、指定機関制度といものから登録機関制度に移行いたしました。現在、性能検査、検定を行う登録機関としましては、社団法人日本ボイラ協会等の公益法人だけではなくて、株式会社の損害保険ジャパン、また損害保険ジャパン・リスクマネジメント、それからHSBジャパン株式会社等の営利法人も登録を受けておりまして、既に民間開放がなされているという状況でございます。

ボイラー及び圧力容器につきましても、膨大なエネルギーを有するといことで、構造部分が破裂とか爆発をいたしました場合には、労働者等の生命を奪うとか、身体に危害が及ぶといことで、検査検定制度を廃止した場合には構造上の要件を具備しないまま不適正な設置が行われて、死亡災害とか、そういうのを招くおそれがあるといことでございます。昨年、関電の美浜でも定期検査の準備中に配管事故が発生いたしましたけれども、ボイラー及び圧力容器についても同様の危険があるといことでございます。

平成16年3月31日に改正労働安全衛生法が施行されまして、指定機関から登録機関制度に移行したといことで、民間開放は実施したといふうを考えております。

それから、3ページ目をごらんいただきたいと思います。ボイラー・圧力容器の

性能検査の実施数の推移でございますが、ボイラー、第一種圧力容器、検査数全体というところを見ていただければおわかりですけれども、14年、15年16年ということで若干増減をしているという状況でございます。また、ボイラー・圧力容器の個別検定の実施数がその下の表でございますけれども、これについては若干増えているという状況でございます。

それから、災害の発生状況でございますけれども、事故件数は14年、15年、16年ということでこういう状態で増減をしているという状況でございます。

それから、2ページに戻っていただきたいと思います。指定制度から登録制度に移行後の検査検定料金額の変化の有無ということでございますけれども、これにつきましては検査料金について、それぞれの検査機関が平成16年度に入りまして何回か変更の届け出をしております、基本料金についても下がってきております。また、大口契約、例えば一つの企業等で10基とか100基とか、大口で契約する場合の料金についても下がってきているという状況でございます。

それから、でございますけれども、指定制度から登録制度に移行後の新規参入の有無ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、株式会社損保ジャパン・リスクマネジメントという会社が平成16年8月6日に新規の登録を受けております。更に、HSBジャパン株式会社も平成17年2月17日に新規に登録を受けているという状況でございます。

簡単ではございますけれども、資料の説明を終わらせていただきます。

白石委員 ありがとうございます。それでは、早速質疑に入らせていただきたいと思っております。

福井専門委員 先ほどの災害発生状況ですが、16年5件、15年7件、14年5件ということですが、このそれぞれの事故の原因となったボイラーについては検査をされていたんですか。

寺岡安全課長 ボイラー、圧力容器それぞれでございますけれども、今詳細な資料は持ってきませんけれども、していたと思っております。

福井専門委員 検査をしていたのに事故を防げなかったということですか。何のための検査ですか。

寺岡安全課長 災害の要因については、いろいろなタイプの事故がございまして、例えばボイラー整備中の事故とか、そういうものも含まれているということでございます。

福井専門委員 ボイラーの検査というのは、要するにボイラーの物的な安全性を担保するための措置でしょう。だから、検査によって防げるのは物的な安全性なんだから、それによって生じた事故だけを教えていただかないと、これは一種のごまかしです。扱い方が悪かったというようなことを知りたいのではなくて、検査検定というのは物的安全性を備えないのをチェックすることによって、それが原因とな

って発生したであろう事故を防げたかどうかだけが意味ある話です。それを教えてください。この中の具体的な内訳を。そういうものがあるんですか。

寺岡安全課長 そこは調べてまた。

福井専門委員 そういうことを調べないで、わからないでいて、こんなに事故がありますから検定制度は大事ですというのは相当問題のあるプレゼンテーションだと思います。要するに、検査によって防げた事故なのかどうかに関心事で、同じような意味で、検定数というのが、ボイラーなり圧力容器について5万、7万、9万とかいろいろありますが、それぞれについて検定なり、検査をすることによって重大な事故が発生し得るようなものをちゃんと回避できたという比率なり、件数がそれぞれどれくらいあるのか、検査結果の中の内訳も詳細に教えていただきたいんですが。

白石委員 それにつけ加えまして、関電の美浜発電所で11名の方が被災されていますよね。これだけ甚大な被害をもたらしたボイラーについては、同じような検査をしていらっしやったというふうに理解してよろしいですね。

寺岡安全課長 関電の美浜につきましては、事故が起きたのは配管の損傷ということで事故が起きました。ボイラーそのものについては電気事業法の規制のかかっているボイラーということで、労働安全衛生法の規制がかかっているボイラーではなかったということでございます。

白石委員 それでは、なぜここに規制がかかっていない部分の事例が書いてあるのか、ちょっと不明なんですけれども。

あと、損保ジャパンとHSBジャパンさんが新規参入されてきていらっしやると思うんですけれども、今、民間で検査をしていることについて何か齟齬が生じているのかどうかについても、具体例がありましたらお教えいただきたいと思います。

寺岡安全課長 それは、民間の例えば株式会社が検査をしていて問題のある事案があったかどうかとか、そういうことですか。

白石委員 そうです。参入してきてから約1年経過していますよね。

寺岡安全課長 損保ジャパン・リスクマネジメントとHSBジャパンについては、登録されて本格的にというのはまだ始まっていないんですけれども、損保ジャパンにつきましては以前から株式会社として検査をやっておられまして、その株式会社でやっているから問題があったとか、性能検査がおかしかったとか、そういうことは特に把握していません。

福井専門委員 以前からやっていたというのはどういうことですか。指定機関制度のころからやっていたという意味ですか。

寺岡安全課長 そうでございます。

福井専門委員 その料金とか、あるいは条件、要するにユーザーにとって、協会に頼むか、損保ジャパンなりHSBに頼むかということでの有利不利の違いという

のは何かありますか。

寺岡安全課長 例えば性能検査につきましては、この中の3機関が一応登録しております。損保ジャパン株式会社とボイラ協会、もう一つの公益法人が登録しております。その3社で比較しますと、例えば料金については、差は少ないですけれども、若干あったり。

福井専門委員 どこがなくて、どこが安いんですか。それを具体的に後ほど、すべての料金体系を民間のも含めて教えていただけますか。

社団法人について何か優遇措置はあるんですか。補助金とか、税制優遇とか、その他公的機関なり、公的資金による援助、助成、その他それに類する措置はありますか。

寺岡安全課長 ありません。

大橋専門委員 ちょっと別の角度から議論をさせていただきたいと思っているんですけれども、ボイラーとか圧力容器の検査というのはもう長年やってきていると私は思うんですが、そういう中で、当然製造技術の向上だとか、あるいは事業主の安全意識の高まりという状況があるだろうと思うんですが、そういう状況を踏まえて、こういうボイラー協会の性能検査なり、個別検査なんかをやめて、自己認証あるいは自己検査に移ったならば具体的にどんな問題が生じるのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

鈴木主査 ついでに私も申し上げようと思うのだけれども、圧力容器については10キロというところにラインを引いて、10キロ以上のもについては高圧ガスという形になって、これはまさしく自主検査でやっているのですよ。そして、10キロ未満、ですから危険度としては低いところ、大気圧以上10キロ未満というのは、そこで区切りをつけて厚生労働省、昔の労働省が所管しているという極めて人為的な分け方をしているわけですね。

ですから、高圧ガスでも、高圧ガス生成過程の中で原料段階からいって、つまり10キロを超えるまでの間は厚生労働省の所管だと。10キロを超えたら経済産業省だと。その経済産業省は自主規制ということになっているのですね。

課長にお伺いしたいのは、民間開放というものは何も検査というものを絶対に必要だという前提に立たずに、さっき大橋専門委員が言われたように、できるもの、そういう10キロ以上ですら自主検査でやっているのだから、できるものは自主検査に任せる、これが本当の民間開放なのですね。検査機関に民間を幾つか加えるというのは民間開放とは本当は言わない。これは検査検定についてはすべて言える問題だけれども、そういうことが言えると思うのですが、今の私と大橋さんの意見に対してどのようにお考えになっておられるのか。

聞くとところによると、大気圧以上だということクリーニング屋も入るし、納豆屋の類もいわゆる圧力容器があるから入る、したがって検査だと言っている。しかも、

それは自主検査ではない。そして、指定法人による一件毎の検査だという極めておかしい形でやっておられるというので、これについてお返事をいただきたい。

寺岡安全課長 性能検査につきましては、今、第三者機関で労働安全衛生法に基づいてやっているわけでございますけれども、例えばボイラーについても2年連続運転とか、4年連続運転というような制度は導入しつつやっております。

ただ、連続運転を認めた事業所で、肉厚測定とか虚偽の記載をしたり、虚偽の報告をいただいたり、そういう問題が生じると、自主検査についてもそこには必ず問題があるのではないかというふうに考えております。

福井専門委員 だから、10気圧以下はごまかしが起りやすく、それ以上は起りにくいというデータがあるんですか。

寺岡安全課長 高圧ガス保安法におきましても、かなりたくさんの取消事案が発生しているというふうに聞いております。

福井専門委員 そうではないです。要するに、10気圧以上は今自主検査にゆだねるといふ、これは国家意思の判断をしているわけです。それと比べて、10気圧以下は国家意思の判断としてより危険性が高い、あるいはごまかしが生じやすいということが本当に言えるんですかという質問です。

寺岡安全課長 高圧ガスの方で自主検査が行われている事案で、そういう不正事案も発生しているというふうに。

福井専門委員 そんなことは聞いていません。御質問にお答えください。より程度が重いんですかという質問です。10気圧未満の方が、特にごまかしたり、事故が起りやすいということの何らかの実証的、理論的根拠があるんですかという単純な質問です。

寺岡安全課長 10気圧未満と以上でそういうごまかしが発生しやすいとか、そういうことは特にはないと思います。

福井専門委員 とすると、10気圧以上と同じ扱いにすることで何で支障があるの。要するに、より危ない方が自主検査なのに、より危なくない方が国家関与が強いというのは矛盾しているのではないですかという御質問です。

寺岡安全課長 高圧ガスの中でそういう不正事案も起きておりますし、今、産業事故について、非常に大規模な製造業で事故も続発しているというような。

福井専門委員 ちょっと待ってください。それは冒頭に御質問した、最近発生している事故のうちで検査によって発見されていたはずのことで起こったのかどうか、ないしは物的安全性の欠落で起こったのかどうかについて、把握すら、調査すらおられない立場のくせに、そう言うのは失礼ですが、それでよくそんなことが言えますね。事故が多いということと、この検査が有意義に何か意味のあることをやっているということとは関係ないでしょう。

白石委員 役職員数420名で、そのうち検査をされていらっしゃるのが260名、

残りの160名というのはどういう仕事のための要員なんですか。

寺岡安全課長 研修とか教育とか、そういうものも登録機関としてやっておりますので、そういう人と、あと事務的な仕事をしている人ということになるかと思えます。

福井専門委員 役員と管理職以上の方で厚生労働省の関係の方は何人中何人ぐらい在籍していらっしゃるんですか。役員と部課長以上に分けて、後ほど出身の母体と最終役職についてリストをいただけますか。

寺岡安全課長 今は手元に持っていませんので、後ほど出したいと思います。

白石委員 研修とおっしゃいましたけれども、研修はもうこの純然たる内部のスタッフで研修をしていらっしゃるということですか。それとも、民間機関を活用して、プログラムなどをつくっていただいて、監督だけをこの中の人たちがやっているという認識でしょうか。

寺岡安全課長 中でやっておりますけれども、講師は外の方に依頼したりとか、そういうケースはあると思います。

白石委員 中で研修に携われるぐらい技能のある方はいらっしゃるという認識でよろしいですか。

寺岡安全課長 研修の講師になれる人もおります。全部が自前かということ、外の方にもお願いしているケースはあるかと思えます。

福井専門委員 法令の立て方の問題ですけれども、さっきからの一連の議論にかかわりますが、協会がやるのではなくて、自主検査を法令で義務づけて、その自主検査結果について例えば報告を受けるといようなスキームだってあり得るわけです。そういうふうにしてもなおかつ守れないような安全性の欠落みたいなものがあるかどうかというのが、私にはちょっと想像できないんですけれどもね。もしあるのであれば、後ほど教えていただきたい。

大橋専門委員 今の福井先生の話と鈴木先生の話に関連して、先ほど課長は、なぜ自主検査、あるいは自己認証ができないかという理由として、あえて私は理由があるとすれば、何か非常に虚偽の報告が多かったという意味合いのことをおっしゃったような気がするんですけれどもね。その虚偽の報告が多かったということをおっしゃる何か具体的な根拠はございますか。

鈴木主査 それは高圧ガスの場合は経産省の所管でやっていますよね。経産省から、要するに高圧ガスを自主検査でやったところ虚偽の報告があったというレポートは受けているのですか。

福井専門委員 何しろ増えたという実態について、経産省から公式に報告なり、調査をされて把握しておられるんですか。

寺岡安全課長 それは経産省から具体的に公式にいただいているわけではありませんけれども。

福井専門委員 だったら、何でわかるんですか。

鈴木主査 お互いが親類ですね。10キロ超、以下というところで区分している。だから、当然あちらが自主検査でやった場合にどんなパフォーマンスがあったという事柄を知るべきであり、政府全体としてはかなり以前から自主検査に移行するというのは閣議決定されているのですから、その方向で当然アテンションを払うべきで、検査機関なんかの数を二つ三つ増やしてみるなどという事はいささか小手先の対応もいいところだという感じが私はしますけどね。その方向はありやなしやというのは、また別に環境の話の時に聞きますけれども、自主検査に移行するというのは、まずその方向性はありやなしやをちょっと聞いておきます。

寺岡安全課長 先ほども申し上げましたように、今の段階では難しいのではないかというふうに考えております。

福井専門委員 理由は。調べもしていない。10キロ以上の事故の実態を公式に監督官庁から報告も受けていない。御省の所管で起こった事故ですら原因も探索しておられない。にもかかわらずこの制度は維持すべきだと、何を根拠にそんなことをおっしゃるんですか。そんな発言をされて恥ずかしくないですか。

寺岡安全課長 私どもの事故についてはきちっと整理をして御説明したいと思います。

白石委員 それから、今日はほかのヒアリングをさせていただいた厚生労働省さん所管のところはすべて予算額が入っているんですが、ここは斜め線になっているんですが、どれくらい予算を使っているんでしょう、その中で補助金はどれくらいのシェアが出ているのかということも併せて、もしお手元にありましたら今御紹介させていただきたいと思いますが、なければ後日で結構でございますので。

寺岡安全課長 今持ってきておりませんが、補助金はございません。

鈴木主査 もう一回念を押させてください。高圧ガスの分野で10キロ以下でもごまかしは同じだというふうにさっきおっしゃったと聞こえたけれども、それでいいんですね。

寺岡安全課長 同じだというか、どちらでも起きている。私どもの方がたくさん起きているということではないですけれども、高圧ガスの方では1割ぐらいで起きているという話を聞いております。

鈴木主査 おたくの方が特にたくさん起きているというわけではないということですね。

寺岡安全課長 そうです。

白石委員 補助金がゼロということは、先ほどおっしゃった研修事業とか検査料だけで自前で食っていらっしゃるという認識ですか。

寺岡安全課長 そうでございます。

白石委員 では、それを民間がやれば随分増えるわけですね。

ほかにございますか。それではどうもありがとうございました。